

No.1 ○豊明市議会臨時会会議録(第1号)

平成19年5月15日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	石 橋 敏 明	議員
11番	平 野 敬 祐	議員	12番	村 山 金 敏	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	20番	矢 野 清 實	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
収 入 役	辰 野 勝 五 君	教 育 長	青 木 三 芳 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	後 藤 学 君	健康福祉部長	寺 嶋 正 男 君
経済建設部長	山 崎 力 君	出納室長	野 村 義 二 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教 育 部 長	野 田 誠 君
総務部次長 兼総務課長	平 野 隆 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部次長	高 橋 芳 行 君

兼高齢者福祉課長

兼下水道課長

企画政策課長 横山孝三君

財政課長

加藤隆之君

監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 選挙第3号 議長の選挙について
- (3) 議席の指定
- (4) 会議録署名議員の指名
- (5) 会期の決定
- (6) 選挙第4号 副議長の選挙について
- (7) 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- (8) 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- (9) 選挙第5号 東部知多衛生組合議会の議員の選挙について
- (10) 選挙第6号 愛知中部水道企業団議会の議員の選挙について
- (11) 選挙第7号 愛知県競馬組合議会の議員の選挙について
- (12) 選挙第8号 尾張農業共済事務組合議会の議員の選挙について
- (13) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第31号 固定資産評価員の選任について
- (14) 報告第5号 平成18年度豊明市介護保険特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告について
- (15) 承認第1号 専決処分事項の承認について(豊明市税条例の一部改正について)
- 承認第2号 専決処分事項の承認について(豊明市都市計画税条例の一部改正について)

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 仮議席の指定
- (2) 選挙第3号
- (3) 議席の指定
- (4) 会議録署名議員の指名
- (5) 会期の決定
- (6) 選挙第4号
- (7) 選任第1号

- (8) 選任第2号
- (9) 選挙第5号
- (10) 選挙第6号
- (11) 選挙第7号
- (12) 選挙第8号
- (13) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第31号
- (14) 議案第32号 監査委員の選任について
- (15) 報告第5号
- (16) 承認第1号及び承認第2号
- (16) 動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査について

午前10時開会

No.2 ○議会事務局長(川村敏治君)

皆さんおはようございます。

本日、ここに新しく選ばれました議員各位におかれましては、ご健勝にて定刻にご参集をいただき、まことにありがとうございます。まずは心よりお喜びを申し上げます。私ども議会事務局職員一同、誠心誠意務めさせていただきますので、格別なご指導をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまより臨時議長の紹介をさせていただきます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

したがいまして出席議員中、石川清康議員が最年長議員でございますので、ご紹介を申し上げます。

石川清康議員、議長席へお願いいたします。

(石川清康議員議長席へ着席)

No.3 ○臨時議長(石川清康議員)

おはようございます。

ただいま、ご紹介をいただきました石川でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますが、議事進行につきましては何分不慣れでございますので、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員22名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年豊明市議会第1回臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より登壇にてあいさつをお願いいたします。

No.4 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成19年豊明市議会第1回臨時会の開会に当たりまして、全議員の皆様方には定刻にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様、このたびの統一地方選挙にご当選おめでとうございます。去る4月22日に執行されました豊明市議会議員一般選挙におきまして、激戦の中、みごと勝ち抜かれまして、ご当選なさいました22名の議員の皆様へ、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

不肖私も同時に執行されました豊明市長選挙に臨み、初当選を果たすことができました。改めて多くの市民の皆様のご支援に感謝を申し上げる次第であります。初めての選挙で選挙運動の厳しさと勝利の喜び、さらには責任の重大性を認識いたしております。

また、今回の市議会議員選挙は定数を26名から22名へと変更した最初の選挙でありまして、新たな豊明市の方向づけへの重要な4年間になるものと認識をいたしております。私もこれからは職員と一丸となりまして、活力ある豊明のまちづくりのために全力を傾注してまいります。議員の皆さんの格別なご指導とご支援を切にお願いを申し上げます。

なお、所信表明につきましては、第2回定例会におきまして申し述べさせていただき所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、ご提案を申し上げます案件は、議会の人事案件のほか専決案件など12件でございます。それぞれ十分にご審議をいただき、お認めをいただきますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。

No.5 ○臨時議長(石川清康議員)

ご苦労さまでした。

ただいまより、本日の会議を開きます。

日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は議事進行上、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程2、選挙第3号 議長の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.6 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第3号 議長の選挙についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により議長の選挙を行うものでございます。
以上です。

No.7 ○臨時議長(石川清康議員)

選挙の方法は、地方自治法第 118 条の規定に従い投票により行います。
議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

No.8 ○臨時議長(石川清康議員)

ただいまの出席議員数は 22 名であります。
職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

No.9 ○臨時議長(石川清康議員)

投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

No.10 ○臨時議長(石川清康議員)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は 1 回とし、高得票者を当選人といたします。ただし、公職選挙法第 95 条の規定により、法定得票数に達しない場合は再選挙を行います。また、同点者が 2 名以上の場合はくじで決めます。投票は単記、無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号 1 番より順に投票願います。

(投票)

No.11 ○臨時議長(石川清康議員)

投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.12 ○臨時議長(石川清康議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 毛受明宏議員と6番 山盛左千江議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.13 ○臨時議長(石川清康議員)

開票を願います。

(開 票)

No.14 ○臨時議長(石川清康議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 21 票、無効投票1票。有効投票中、堀田勝司議員 19 票、山盛左千江議員2票。

以上のとおりであります。よって、堀田勝司議員が議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より堀田勝司議員に告知いたします。

ここで、堀田勝司議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

No.15 ○新議長(堀田勝司議員)

ただいまは皆様のご推挙により議長の重責につかさせていただきました。身に余る光栄と考えております。そして、この重責を両肩にずっしりと重く感じております。

21世紀においては地方分権の時代と言われております。地方議会に求められているものは、大変重要なものと感じております。そして、市民の皆様が我々豊明市議会に期待をされている部分は、大変大きなものがあると考えております。今後とも議員の皆様とともに豊明市議会をますます発展させ、市民の負託にこたえられるような議会にしていきたいと思っておりますので、どうか皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、あいさつにさせていただきます。(拍手)

No.16 ○臨時議長(石川清康議員)

ただいま、議長が決定いたしましたので、私の職務はこれにて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

堀田勝司議長さん、議長席へ着席願います。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

議事進行につきましては、何分不慣れでありますので、皆さん方の格段のご協力をお願い申し上げます。

これより、議事を進行させていただきます。

日程3、議席の指定を行います。

議席は、豊明市議会会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

各議員の議席は、お手元に配付いたしました議席一覧表のとおり指定いたします。

日程4、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、1番 毛受明宏議員と22番 石川清康議員を指名いたします。

日程5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程6、選挙第4号 副議長の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.19 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第4号 副議長の選挙についてご説明を申し上げます。

地方自治法第103条第1項の規定により副議長の選挙を行うものでございます。

以上です。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定に従い投票により行います。

議場の封鎖を命じます。

(議場封鎖)

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

ただいまの出席議員数は22名であります。

職員をして投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は1回とし、高得票者を当選人といたします。ただし、公職選挙法第95条の規定により、法定得票数に達しない場合は再選挙を行います。また、同点者が2名以上の場合はくじで決めます。投票は単記、無記名であり、白票は無効投票として取り扱います。

それでは、議席番号1番より順に投票願います。

(投票)

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

(議場開鎖)

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

開票を行います。

豊明市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 近藤郁子議員と5番 榊原杏子議員を指名いたします。

立会人は登壇を願います。

(立会人登壇)

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

開票を願います。

(開票)

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 22 票。有効投票中、安井 明議員 19 票、榊原杏子議員2票、前山美恵子議員1票。

以上のとおりであります。よって、安井 明議員が副議長に当選されました。

豊明市議会会議規則第 32 条第2項の規定により、本席より安井 明議員に告知いたします。

ここで、安井 明議員より当選の承諾及びあいさつを登壇にてお願いいたします。

No.28 ○新副議長(安井 明議員)

おはようございます。

このたびは議員の皆様方のご支持によりまして、副議長という要職に就任させていただきまして、まことにありがとうございます。

大変名誉なことであると同時に、今責任の重さを痛感しております。議長の足手まといにならないように、また先輩議員、そして同僚議員の期待に背くことのないように努力していく決意でございます。今後は議長に就任されました堀田議長を始め先輩議員の方々のご指導を賜りながら、この副議長の重職に対して全うできるよう努力していく決意でございます。どうか今後ともご指導とご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

安井 明副議長さんには、今後とも格段のご協力をお願い申し上げます。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前10時32分休憩

午前11時30分再開

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.31 ○議会事務局長(川村敏治君)

選任第1号 常任委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って各常任委員会の委員を指名するものでございます。

以上です。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

各委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました常任委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました常任委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま、選任いたしました各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、この際、暫時、休憩といたします。

午前11時31分休憩

午後零時3分再開

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長をして氏名を朗読させます。

川村議会事務局長。

No.35 ○議会事務局長(川村敏治君)

それでは、各常任委員会の正副委員長のお名前を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員長 平野敬祐議員、副委員長 松山廣見議員。厚生常任委員会委員長 山田英明議員、副委員長 坂下勝保議員。経済建設常任委員会委員長 石橋敏明議員、副委員長 前山美恵子議員。

以上です。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、各常任委員会で互選されました正副委員長さんには、1年間ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

日程8、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.37 ○議会事務局長(川村敏治君)

選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

各委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、指名をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議会運営委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議会運営委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま、選任いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後零時6分休憩

午後1時35分再開

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

議会運営委員長には伊藤 清議員、副委員長には松山廣見議員が互選されました。

また、委員会で本日の議事運営についてご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

伊藤議会運営委員長。

No.41 ○議会運営委員長(伊藤 清議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

委員長及び副委員長の互選を行った後、お手元に配付されておりますとおり、議案第 32 号 監査委員の選任について及び動議第 1 号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についての提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。その結果、議案第 32 号及び動議第 1 号については、地方自治法第 102 条第 5 項の規定により、緊急を要する案件として本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

正副委員長さんには、1 年間ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

日程 9、選挙第 5 号 東部知多衛生組合議会の議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.43 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第 5 号 東部知多衛生組合議会の議員の選挙についてご説明を申し上げます。

本市選出の東部知多衛生組合議会の議員 4 名を、同組合同規約第 6 条の規定により選挙を行うものでございます。

以上です。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、17 番 伊藤 清議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、17番 伊藤 清議員において指名することに決しました。

伊藤 清議員より指名をお願いいたします。

No.47 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

東部知多衛生組合議会の議員には、8番 平野龍司議員、9番 山田英明議員、14番 一色美智子議員及び議長の堀田勝司議員の4名の方を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました4名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました4名の諸君が東部知多衛生組合議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より8番 平野龍司議員、9番 山田英明議員、14番 一色美智子議員及び議長の堀田勝司に告知いたします。

日程10、選挙第6号 愛知中部水道企業団議会の議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.50 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第6号 愛知中部水道企業団議会の議員の選挙についてご説明を申し上げます。

本市選出の愛知中部水道企業団議会の議員3名を、同企業団規約第6条第1項の規定により、選挙を行うものでございます。

以上です。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、17番 伊藤 清議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、17番 伊藤 清議員において指名することに決しました。

伊藤 清議員より指名をお願いいたします。

No.54 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

愛知中部水道企業団議会の議員には、7番 三浦桂司議員、10番 石橋敏明議員、15番 松山廣見議員の3名の方を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました3名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました3名の諸君が愛知中部水道企業団議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、本席より 7 番 三浦桂司議員、10 番 石橋敏明議員、15 番 松山廣見議員に告知いたします。

日程 11、選挙第 7 号 愛知県競馬組合議会の議員の選挙についてを議題といたします。
事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.57 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第 7 号 愛知県競馬組合議会の議員の選挙についてご説明を申し上げます。

本市選出の愛知県競馬組合議会の議員 2 名を、同組合同規約第 5 条第 1 項の規定により選挙を行うものでございます。

以上です。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、17 番 伊藤 清議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、17 番 伊藤 清議員において指名することに決しました。

伊藤 清議員より指名をお願いいたします。

No.61 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

愛知県競馬組合議会の議員には、12 番 村山金敏議員、22 番 石川清康議員の 2 名の方を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました2名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました2名の諸君が愛知県競馬組合議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より12番 村山金敏議員、22番 石川清康議員に告知いたします。

日程12、選挙第8号 尾張農業共済事務組合議会の議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.64 ○議会事務局長(川村敏治君)

選挙第8号 尾張農業共済事務組合議会の議員の選挙についてご説明を申し上げます。

本市選出の尾張農業共済事務組合議会の議員1名を、同組合同規約第5条第2項の規定により選挙を行うものでございます。

以上です。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、17番 伊藤 清議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、17番 伊藤 清議員において指名することに決しました。

伊藤 清議員より指名をお願いいたします。

No.68 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま、議長のお取り計らいにより、各議員のご賛同をいただきましたので、私から推薦を申し上げます。

尾張農業共済事務組合議会の議員には、11番 平野敬祐議員を推薦いたしますので、議員全員のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました11番 平野敬祐議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました11番 平野敬祐議員が尾張農業共済事務組合議会の議員に当選されました。

豊明市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より11番 平野敬祐議員に告知いたします。

日程13、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第31号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.71 ○市長(相羽英勝君)

議案第31号 固定資産評価員の選任についてご説明を申し上げます。

この案を提出するのは、人事異動による総務部長の変更に伴い、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るために必要であるからでございます。

ご審議をいただく候補は、名古屋市緑区池上台3丁目79、山本末富、昭和24年4月29日生。

なお、略歴は別紙添付のとおりでございます。ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

以上です。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 31 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議案第 32 号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、矢野清實議員は除斥の対象となりますので、退室願います。

(矢野清實議員退室)

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.77 ○市長(相羽英勝君)

議案第 32 号 監査委員の選任について。

下記の者を、監査委員に選任するものとする。

住所 三崎町三崎 10 番地1、氏名 矢野清實、生年月日 昭和 13 年4月 27 日生。

この案を提出するのは、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

略歴につきましては別紙にございますが、私からあえて申し上げるまでもなく、矢野議員については十分ご承知のとおりでございますので、紹介を省略させていただいて、議会全員の皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は、人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 32 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

矢野清實議員の入室を許可いたします。

(矢野清實議員入室)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

日程 14、報告第 5 号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

濱嶋健康福祉部次長。

No.82 ○健康福祉部次長(濱嶋義和君)

報告第 5 号 平成 18 年度豊明市介護保険特別会計予算の繰越明許費に係る繰越報告についてご説明いたします。

この報告は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のように翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき議会に報告するものでございま

す。1枚はねていただきたいと思います。

平成 18 年度豊明市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款 総務費、1項 総務管理費、一般管理事務事業、金額は 500 万円で、翌年度繰越額は 500 万円です。財源内訳といたしましては、国庫支出金 97 万円、一般財源は 403 万円でございます。

内容の説明をいたします。

この事業は、平成 20 年度から 75 歳以上の後期高齢者医療保険料と 65 歳以上の国民健康保険税を年金受給者から徴収する制度が開始されます。そのため、現在の介護保険料システムを利用し、両制度への対応を可能にするためのシステムの改修でございます。システム改修後は、介護保険料特別徴収用のデータを愛知県後期高齢者広域医療連合及び国民健康保険担当部署へファイル提供をするということになります。

終わります。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の説明は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程 14 を終わります。

日程 15、承認第 1 号及び承認第 2 号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました承認 2 件については、提案説明及び質疑は一括して行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、承認第 1 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.85 ○総務部長(山本末富君)

承認第 1 号 専決処分事項の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告し、これについて承認を求めるものでございます。

昨年、地方自治法の一部改正がございまして、この専決処分の規定も議会を招集するいとまがないときから、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないというように専決理由が一段と厳しくなりましたので、今回の条例改正から施行期日が 19 年 4 月 1 日の、特に緊急なものだけを専決といたしまして、それ以外の施行期日のものは 6 月定

例会と2つに分けました。

それでは、専決部分の改正概要からお話をいたします。

今回の改正の大半は、条例の適用期間が迫ったものを1年ないし2年延長するもの。あるいは法律の条項が削除されたり、加わったために、それに対応する市税条例の条項が動いたものでございます。市民の方に影響が大きいものとしたしましては、固定資産税でございますが、高齢者宅などで一定のバリアフリーなど住宅を改修した場合、翌年度に限り税額の一部が減額されるものがございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、2枚はねてください。

豊明市税条例の一部を改正する条例。

2行目の第87条中、これはたばこ税の税率を規定したものでございますが、現行の税率は平成11年度の恒久的な減税に伴い、当分の間の措置といたしまして、附則第16条の2において規定されておりました特例税率を指定しておりましたが、現在の厳しい財政状況を勘案し、この特例税率を本則税率として規定したものでございます。

次の第119条第5項は、特別土地保有税の納税義務者の規定でございますが、地方税法施行令の改正に伴う参照法令の項ずれを整備するものでございます。

次の附則第10条の2第5項、第6項は、固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定したものでございます。こちらも参照法令の項ずれでございます。この第6項の次に次の1項が加わりました。

附則第16条第11項は、安心・安全のための税制として19年度に新設されました。これは高齢者等の世帯におけるバリアフリー改修を支援するために創設されたもので、平成19年1月1日現在に存在します住宅のうち、65歳以上の者、要介護、要支援の認定を受けている者、あるいは障害者が居住する住宅で、平成19年4月1日から22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事、例えば手すりの設置でありますとか、浴室、トイレの改良、階段の改修とか段差の解消、こういった工事をした場合、30万円以上かかったときでないと該当になりませんが、申告によりまして翌年度分に限り、当該住宅1戸当たりにつき、100平米まででございますけれども、固定資産税額を3分の1減額するものでございます。

第11項は、この申告書の記載事項を定めた規定でございます。

次に、下から4行目になりますけれども、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例は、附則第11条の2の次に第11条の3が加わるものでございまして、第11条の3の内容を申しますと、いわゆる駅中ビジネスのように運送のための施設と、それ以外の商業施設を複合的に利用している場合に、駅近隣商業施設の評価との均衡を図るために、その床面積割合によって商業施設等に供している部分につきましては、平成19年度より隣接する付近の土地をもとに評価することと改正されたため、今回新設されたものでございます。

ちなみに、これは東京、大阪の大都会の鉄軌道用地が該当いたしまして、本市は該当い

たしません。

1枚はねていただきまして、次のページをご説明いたします。

上から3行目の第2項でございますが、これは前項の鉄軌道用地の中に定められました特例措置を規定したものでございます。

ページ中ほどまでいきますが、附則第16条の2、これはたばこ税の特例税率が第87条に本則化されたことによる改正でございます。

次の附則第19条の3は、上場株式等の譲渡益にかかるもの。

その下の附則第20条第7項は、ベンチャー企業育成のための投資に係る譲渡益にかかるもの。

次の附則第20条の4第3項は、租税条約実施特例法に規定されています条約適用配当にかかるものでございますが、いずれもそこに記載されていますように1年から2年、期間を延長するものでございます。

次の第20条の5の1項、2項は、今年、平成19年1月12日の日仏租税条約改正の中で、新たに社会保険料に関する規定が加わったことにより新設されたもので、居住者が条約相手国、フランスでございますけれども、フランスの社会保障制度に払われました保険料が控除の対象になるというものでございます。

それでは、1枚はねていただきまして、最後のページになりますが、附則といたしまして、第1条の施行期日でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行いたしますのでございます。

次の第2条、第3条は、経過措置の規定でございます。

以上で市税条例の改正についてのご説明を終わります。よろしく願いいたします。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、承認第2号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.87 ○総務部長(山本末富君)

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、これについて承認を求めるものでございます。

この都市計画税条例の専決も市税条例と同様に、特に緊急を要するものだけを専決といたしまして、それ以外のものは6月の定例会と2つに分けました。

それでは、内容説明を行いますので、2枚はねてください。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例。

上から3行目の第2条第2項は、土地や家屋の価格を定めたもの。

その2行下の附則第16項は、読替え規定でございますが、この改正は地方税法第349条の3、これは高圧ガス保安協会が一定の業務の用に供する価格及び償却資産に係る課税標準の特例を定めたものでございますが、こちらの方と同法附則第15条関係、これは課税標準の特例を定めた規定でございますが、この改正によりまして都市計画税条例の条項の項ずれを生じたために改正するもので、内容の改正はございません。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行いたしますのでございます。

以上で都市計画税条例の改正についてのご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

直ちに、質疑に入ります。

質疑については一括してお受けいたしますので、質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.89 ○6番(山盛左千江議員)

まず、今回の条例改正は上位法が改正されたことに伴うということですが、それぞれについてのどういった上位法が、法律の名前ですが、改正されたことに伴うものなのか、その名前と、それから施行日についてご説明をいただきたいと思えます。

それから、特にバリアフリーの改修の件ですが、18年度、今回の条例改正に適合するような住宅改修をされたケースが何件あったのかということ、件数についてお聞かせください。

それから介護保険、それから障害者支援費の方の住宅改修の項目、補助を受けられる補助要件と、今回の市税条例の対象になる要件の内容が違うと思えます。その内容についてもご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.91 ○総務部長(山本末富君)

根拠法令でございますが、地方税法及び地方税法の施行令でございます。

それから、改正の公布及び施行日のご質問がございましたが、参議院を通過したのは3月23日、公布の方が月末で、施行の方は条文によって分かれております。19年4月1日

あるいは20年4月1日、それから今回の改正の中で信託法の改正でありますとか金融商品取引法の改正は、それぞれ信託法は18年12月5日の公布、金融商品取引法の方は18年6月14日の公布でございますけれども、施行の方は政令で定める日で、この公布の日から1年6カ月以内というような定め方がされております。

それと、ご質問の中でバリアフリーの件数ですが、介護保険の方で20万円、それと市単独の方の補助で10万円の住宅改修補助がありますが、これは合計で18年度実績で173件ございます。

ただ、このバリアフリーは、今回はこの30万円プラスに、またしかも30万円の上乗せということがございますので、合計は、正確に言いますと自己負担がありますので、58万円以上でないといけませんけれども、前年の実績でございますと、60万円以上の件数は6件だそうでございます。これで固定資産税の方の軽減がありますので、前年よりは上回るのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.93 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

今回の対象となるバリアフリーの改修工事につきましては、主には廊下の拡幅とか階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付けなどでありまして、ほぼ介護保険の方と同様になっております。

以上です。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.95 ○6番(山盛左千江議員)

私の調べたところによりますと、障害者それから介護保険で改修できる内容について、支給の対象工事というのに階段の勾配の緩和、廊下の拡幅、浴室の改良については含まれていなかったと思いますが、浴室については段差の解消に限るということで、項目が2つ半というか、ぐらいい増えたというふうに承知しているんですけれども、再度確認をよろしく願います。

それと対象者が、今まで介護保険ですと65歳以上の要介護認定1から5プラス要支援1、2ということで、対象者が限られておりましたし、障害者については下肢の障害のある人とか、手帳何級以上とか、対象者がそういうふう限定されておりましたが、今回は65

歳以上の高齢者がすべて対象になってまいります。とすると、介護保険の要綱とは、改修条件とは関係なく、今部長が言われましたような住宅改修をすれば、すべて対象になってくるわけですが、今回の条例改正は専決で、4月1日から市は実施しておりますが、そういった改修をされた方の把握、あるいは市条例の改正の周知、そういったことはどのように4月1日から今現在まで行ってみえたのでしょうか、ご答弁をいただきたいと思いません。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.97 ○総務部長(山本末富君)

まず、住宅改修の方の介護保険と、今回のバリアフリー改修の中身の内容の差があるかということですが、議員がご指摘のように介護保険の方は浴室の方の改修が、パンフレットを見る限りでは段差というか、その辺の改修が若干違っているような気がいたします。

それと、PRの方法ですけれども、税の方ではバリアフリーの改修は、次の7月号の広報で周知というか、PRをいたす予定をしております。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部次長。

No.99 ○健康福祉部次長(濱嶋義和君)

今年度4月以降で58万円以上の住宅改修の申請は、目下のところございません。

今後PRにつきましては、主任ケアマネジャーによりますケアマネ会議、それから在宅介護支援センターの定例会の方でPRをしていきたいと考えております。

以上です。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.101 ○6番(山盛左千江議員)

改修工事の内容ですけれども、廊下の拡幅についても、この条例の中で認めているというはずですので、一度よく調べてみてください。工事の内容に違いがあっては、対象事業から外れてしまいますので、確認をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今のところ去年の実績でいくと、6人くらいの方が対象になっている。今後増えるだろうということですが、4月に入ってからきょうまでの間で、既に20名の方が住宅改修の申し込みをされているとお聞きしました。それから、この条例だと4月1日に完了しているものも含めるわけですから、前年度に改修の契約をされて、工事完了が4月1日のものも対象になりますので、そういうことから考えると、7月の広報だとか、そういうのは余りにも遅すぎて、専決をされた意味がとても薄いと思います。

既に完了されたのが25でしたか、今申請が20というふうにお伺いしましたので、45人の人がひょっとしたら、このことを承知しておられたら、この法改正のねらいはバリアフリー化の促進ですから、それに税が減額されるのであれば、積極的にやろうという方もみえたかもしれないと思うと、これをわざわざ専決でやられたその効果が十分出てないと思いますけれども、その点について再度答弁を求めたいと思います。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.103 ○総務部長(山本末富君)

議員がご指摘のように、確かに4月1日に完成されたような方も対象になります。そういった方に対するPRというのが遅れたと言え、そのとおりでございます。ただ、法律の方が決まってからでないと、なかなかPRというのがしにくい部分がございますので、余り先走って、通る見込みというPRの仕方もしづらい部分がございますので、市税条例の方も承認を受けてからというふうになっております。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.105 ○13番(前山美恵子議員)

バリアフリーの関係では、介護保険の方が6件ということで、あと障害者についてはどれくらいあるかということと、それからこのバリアフリーの条件はかなり厳しいということがあって、173件のうち6件くらいしかないということなんですけれども、もっとハードルを低くすることは市独自でもできるはずなんですけれども、どれくらいの検討がされたのか、これからされていくことになるのか、この点についてと、それから日仏の関係で豊明にそのフランス人の方の対象者はいらっしゃるのでしょうか。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.107 ○総務部長(山本末富君)

日仏の方でございますけれども、フランスの方が対象になるかどうかははっきりわかりませんが、日本人の方でフランスで社会保険料を納めた方が、控除の対象になるというものでございます。

それから、障害者の人数は個別にはちょっと把握しておりませんが、この介護保険の中に含まれていると思うんですけれども、対象者は 1,700 人台、1,700~1,800 というふうに思っております。

それと、件数が 173 件で、実際 60 万円を使った方が6件ということで少ないというご指摘ですが、前年まではプラスのバリアフリー改修がなかったわけでございますので、利用される方も補助が 20 万円と、市単独の 10 万円ということで、30 万円ぐらいに頭を置かれて改修されて見える方が多いんじゃないか。今回はそれを上回った場合、さらにまた 30 万円を上回らないといけないものですから、実質は 60 万円という金額になってしまいますけれども、それをやれば固定資産税の方の恩典も受けられる。ただ、介護保険のように 20 万円の税額、税金でございますので、税額の3分の1、修理費の3分の1ということですと大きいですが、税額の3分の1ということでございますので、想像されるよりは少ないのかなというふうに思っております。

それから、市単独でさらに上乘せというのは、当面は考えておりません。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。
前山美恵子議員。

No.109 ○13番(前山美恵子議員)

障害者の人数ではなくて、18 年度の実績で結構なんですけれども、住宅改修でこれの自己負担 30 万円以上が条件ですので、18 年度の実績でこれぐらいの人、どれぐらいの人がいらっしたか。改修をされて自己負担が 30 万円になった人が、今6件というのは介護保険の方の利用者ですが、障害者の方も独自に住宅改修を行っているはずですので、自己負担 30 万円以上の方ですと、対象者がどれぐらいいらっしたのか、ちょっとお尋ねします。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
寺嶋健康福祉部長。

No.111 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

18年度実績では障害者の方は1件でございます。金額についても10万円以下でございました。

以上です。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件は、いずれも専決処分案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

承認第1号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.114 ○13番(前山美恵子議員)

では、承認第1号 豊明市税条例の一部改正について反対の討論をいたします。

地方税法改正が3月23日に成立したことを受けて、一部改正となりました。内容については、高齢者や障害者が居住する既存宅地については、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1減額するという特例措置が創設されました。この点では評価すべきではありますが、一定の条件があり、対象が高齢者や障害者であり、自己負担30万円以下の工事や賃貸住宅は適用外であることなど、条件が厳しいことから、答弁にもありましたように対象者が狭められております。この条件にはまらない社会的弱者と言われる高齢者や障害者に対しては、市独自の軽減策を考えるべきではないかと、ここに付け加えておきます。

さて、賛成することができないのは、庶民には定率減税の廃止など増税をしながら、一方で一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率の延長が盛り込まれていることであります。これは本則税率20%のところを、2003年から軽減税率10%とされているところの今回期限が到来し、これを1年延長されることについてであります。

また、株式売買に係る証券税制が分離課税となっており、総合課税にすべき点についても放置されたままであり、これらの優遇措置のもとで2007年度の税収見込額が、個人住

民税の均等割見込額とほぼ匹敵する額であり、到底市民の納得が得られるものではありません。さらに、譲渡益に対する減税は貯蓄から投資へという財界の思惑があり、リスクの高い資産運用に駆り立てる政策も賛成することができません。

また、エンゼル税制と言われるベンチャー企業の資金調達の円滑化を図る制度として、今回創設をされましたが、この制度も一部の個人投資家を支援する制度であり、よって、この条例改正については反対といたします。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.116 ○5番(榊原杏子議員)

それでは、市政改革の会として討論をいたします。

まず、今回の専決について要件が厳しくなったこともありまして、必要最小限のもののみで分けて行って、日程的に余裕のある部分については6月に上程される予定であるということでした。昨年までまとめて専決をして臨時会に出されておりましたので、改善の要望をしていたものでありまして、今回より正しい形に改められましたことについては、当局のご努力について評価をいたします。

さて、今回の改正点の中に新たに直接市民の負担を増やすものは見受けられません。目玉となってまいります住宅のバリアフリー改修促進税制の固定資産税部分の改正でありますけれども、法改正によって今年度より3年の間に自己負担分 30 万円以上となる改修を行った場合に、固定資産税の減額を受けられるということとなりました。介護保険の給付対象になる工事で市の高齢者等住宅改修費補助金も受けて改修を行うとすると、58 万円以上の工事の場合にこの対象となるわけですが、この固定資産税の減額の対象となる改修のメニューに比べて、介護保険の給付対象となるものは限定をされているはずであります。少額のものメニューが多いわけです。階段の勾配を緩和したり、浴槽を取りかえるという多額の工事費がかかるものについては介護の方ではできないということだと思いますが、そういったことから介護保険の給付申請者だけに案内をすれば済む問題ではなくて、初めから自費で改修を行おうと考えている方が、せっかくの減額制度を知らないまま、3カ月以内の申請をせずに過ぎてしまうことが大いに考えられるわけです。7月の広報ということでありましたけれども、3カ月を過ぎてからの申請についても理由を提出すればいいことになっておりますので、柔軟に対応されるように要望をいたしますとともに、現在まだ周知に関して手薄な印象を受けますので、法改正の趣旨どおりにきちんとバリアフリー改修が促進されますように、周知に関して十分に工夫をこらされるよう要望をいたしまして、賛成といたします。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、承認第1号の討論を終結し採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、承認第2号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、承認第2号の討論を終結し採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、動議第1号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

伊藤 清議員、登壇にて説明願います。

No.124 ○17番(伊藤 清議員)

議長よりご指名をいただきましたので、動議第1号 議会の閉会中における議会運営委員会の継続審査についての提案説明を行います。

各議員の皆さんには、ご承知のとおり6月には第2回定例会が予定されており、また今後も定例会や臨時会が開催されることとなりますので、各議会の議事日程を始め会議運営等を議会開会前にあらかじめ協議する必要が生じてまいります。また、行政視察等についても行っていくこととなりますので、地方自治法第109条の2第4項に規定します3項目と、他市町村への調査研究について同条第5項の規定により、閉会中も引き続き調査することを付託するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、調査及び研究の期間につきましては、平成19年5月から平成20年5月までとするものでございます。

以上、議員全員のご賛同をお願いいたしまして、簡単ではございますが、提案説明いたします。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件の審査はすべて終了いたしました。

市長より登壇にてあいさつを願います。

No.130 ○市長(相羽英勝君)

第1回の臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

統一地方選挙後の初の臨時会、市議会におきまして、議長にご当選されました堀田勝司議員及び副議長に当選されました安井 明議員には、心からお祝いを申し上げます。また、監査委員の矢野清實議員を始め、各委員会の構成や広域行政にかかわる各議員の選出に際しましても、円滑に行っていただき、深く感謝を申し上げます。

また、今議会にご提案申し上げました固定資産評価員選任を始め、全議案をお認めいただきまして、まことにありがとうございました。私自身も市長として初めての議会ということもありまして、不慣れさもございました。今後とも議員の皆様と一致団結をいたしまして、豊明市政発展のため邁進をまいります。

ご承知のように昨今、社会の変化は目を見張るものがございます。著しい環境の変化など、豊明市も例外ではございません。いま一度、本来あるべきまちの姿を考え直してみること、歴史や文化など古きよきものは継承させていただき、新たな改革にチャレンジをするため、市民の皆様方の目線で考え、ともに汗をかきながら、ともに語り合い、また、ともに知恵を競い合い、未来の夢あるまちづくりを目指しまして、第4次総合計画において設定しました豊明の姿、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」の実現をするために、全力投球で取り組んでまいります。議会の皆さんや市民の皆さんのご理解、ご協力を切にお願い申し上げますとともに、議員の皆様のご健勝と今後のご活躍を心から祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

大変不慣れな議事進行でご迷惑をおかけしたことと存じますが、ご協力ありがとうございました。今後とも格段のご協力をお願いいたします。

長時間にわたりまして慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 19 年豊明市議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時37分閉会

copyright(c) Toyoake City.